

行動計画について

当院は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行なう。
2. 平成 26 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする。